



市 章

大津市公報

令 和 4 年 12 月 1 日
号 外 (第 59 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

- 規 則
- 89 大津市契約規則の一部を改正する規則…………… 1
- 90 大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則…………… 3

規 則

大津市契約規則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年12月1日

大津市長 佐 藤 健 司

大津市規則第89号

大津市契約規則の一部を改正する規則

大津市契約規則（昭和40年規則第35号）の一部を次のように改正する。

第3条中「事項について、公報、新聞、掲示板その他の方法により」を「事項を」に改める。

「受 任 者
役職名及び氏名
様式第1号（表）中 「受 任 者
役職名及び氏名」 を 「提出責任者
担 当 者
担当者電話番号」 に、

「

主な仕入メーカー (詳しく記入してください。)	

営業担当者 職・氏名	

」

「

主な仕入メーカー (詳しく記入してください。)	

」

を に改め、同様

「役職名及び氏名
式（裏）誓約書中「役職名及び氏名」を 「提出責任者
担 当 者
連絡先電話番号」 に、「あたり」を「当た

り」に、「あて」を「宛て」に、

- 「(1) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。」

「(1) 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法

律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員 (同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であると認められるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

改める。

様式第2号(表)中「受任者 役職名及び氏名」を「受任者 役職名及び氏名」に、
「提出責任者 担当者 担当者電話番号」

主な取引先 (詳しく記入してください。)	

営業担当者 職・氏名	

を

主な取引先 (詳しく記入してください。)	

に改め、同様式

「(裏) 誓約書中「役職名及び氏名」を「役職名及び氏名」に、「あたり」を「当たり」

に、「あて」を「宛て」に、

「(1) 役員等 (個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。) が暴力団員 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号。以下「法」という。) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であると認められるとき。

(2) 暴力団 (法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

「(1) 役員等 (個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。) が、暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成3年法律第77号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員 (同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。) であると認められるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

(3) 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(4) 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

改める。

様式第4号契約の解除並びに違約金及び賠償金に関する条項第1条第3号アを次のように改める。

ア 役員等 (売払人が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、売払人が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の売買契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的

に 関 与 し て い る 者 を い う 。 以 下 同 じ 。) が 、 暴 力 団 (暴 力 団 員 に よ る 不 当 な 行 為 の 防 止 等 に 関 す る 法 律 (平 成 3 年 法 律 第 77 号) 第 2 条 第 2 号 に 規 定 す る 暴 力 団 を い う 。 以 下 同 じ 。) 又 は 暴 力 団 員 (同 条 第 6 号 に 規 定 す る 暴 力 団 員 を い う 。 以 下 同 じ 。) で あ る と 認 め ら れ る と き 。

様式第4号契約の解除並びに違約金及び賠償金に関する条項第1条第3号イを削り、同号ウ中「役員等が」を「役員等が、」に、「した」を「している」に改め、同号ウを同号イとし、同号エ中「暴力団又は」を「暴力団若しくは」に、「又は運営」を「若しくは運営」に改め、同号エを同号ウとし、同号ウの次に次のように加える。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

様式第5号工事請負契約書第42条の3第10号中「同法第2条第6号」を「同条第6号」に改め、同条第12号ア中「その者」の次に「その他経営に実質的に関与している者」を加え、「又はその支店若しくは」を「、その支店又は」に改め、「代表者」の次に「その他経営に実質的に関与している者」を、「) が」の次に「暴力団又は」を加え、同号イを削り、同号ウ中「した」を「している」に改め、同号中ウをイとし、エをウとし、ウの次に次のように加える。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

様式第5号備考中第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 工事に伴い工事現場から建設発生土を搬出する予定があるときは、頭書第6項の次に次の1項を加える。

7 建設発生土の搬出先 別紙のとおり

様式第5号備考第4項に次の1号を加える。

(3) 前項及びこの項の規定のいずれもが適用される工事である場合における第1号の規定の適用については、同号中「第6項」とあるのは「第7項」と、「7」とあるのは「8」とする。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 改正後の様式第4号及び様式第5号の規定は、この規則の施行の日以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、同日前に行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約については、なお従前の例による。

大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和4年12月1日

大津市長 佐藤 健 司

大津市規則第90号

大津市生活保護法施行細則の一部を改正する規則

大津市生活保護法施行細則(平成21年規則第5号)の一部を次のように改正する。

様式第22号中 [金属副子等加算 回数 円 施術情報提供料 円] を [金属副子等加算 回数 円 施術情報提供料 円 明細書発行体制加算 円] に、

Table with 2 main columns: Summary (摘要) and Total (合計). Rows include Metal Sub-assembly charges (金属副子等加算) and Judo recovery charges (柔道整備運動後療料加算) with sub-rows for 1st, 2nd, and 3rd sessions.

[...] を

摘 要				合 計	—	円
				社 保 負 担 (健 ・ 共) 有 ・ 無 割	—	円
金属副子等加算日	1 回目 日	2 回目 日	3 回目 日	本 人 支 払 額	—	円
柔道整復運動後療 料加算日	日	日	日	差 引 請 求 (支 払) 金 額	—	円
明細書発行体制加算	加算日	日		決 定 金 額	—	円

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある改正前の大津市生活保護法施行細則の様式により調製された用紙は、この規則の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。